

○財務省告示第四十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成三十年一月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用表を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成三十年二月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成三十年一月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
----------------------	---------

一五		七〇六トン
一四の二		五一八、六九一トン
一四		九九〇、七六一トン
一三		四、八四〇、二一九トン
一二		五八、八九五トン
一一		八、一六三トン
一〇		七、三四九トン
九		四三、八六四トン
八		一七トン
七		六トン
六		一七トン
五		一、一七四トン
四		五三、八二四トン
三		二五トン
二		五九・七トン
一		〇トン

二九	三八八トン
二八	六トン
二七	一〇、九八四トン
二六	二、三六八トン
二五	〇トン
二四	五七トン
二三	五、八五八トン
二二	二五七トン
二一	二八、三〇〇トン
二〇	四四六トン
一九	一、三〇八トン
一八	一四、七二二トン
一七	一二九、四〇五トン
一六	一〇、九九九トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成三十年一月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量

から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	四、七一六、四九六トン
一四	二九五、一九五トン